

20 児童虐待防止対策の充実について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童虐待防止対策の強化のため、配置が必要な児童相談所の児童福祉司・児童心理司等や市町村の専門職員の確保及び人材育成に対して、適切に財政措置を講じること。
- (2) 児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の業務や要保護児童の通告等について在り方が検討されているが、制度の見直しにあたって、都道府県等の意見を踏まえ、児童相談所等の運営に混乱が生じないように配慮すること。
- (3) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 施設の小規模化・地域分散化が推進されるよう、施設整備に係る交付金に必要な財源を確保すること。
 - ・ グループホームの設置促進を図るため、措置費上の職員配置基準を引き上げるとともに、適切な財政措置を講じること。
 - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
- (4) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 児童相談所における児童虐待相談の対応件数は急増しており、複雑で困難な事案も多くなっている。児童虐待の中核的専門機関である児童相談所と地域における支援の要となる市町村要保護児童対策地域協議会調整機関の体制を強化するため、国は改正児童福祉法（平成28年5月27日成立）において、児童相談所における児童心理司、スーパーバイザー、弁護士等の配置、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職員の配置を義務化した。
- あわせて、国は平成28年度から平成31年度の4年間において、専門職員の増員、資質の向上や関係機関との連携強化といった「児童相談所強化プラン（平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）」を策定した。これらを踏まえて、児童相談所及び市町村の専門職員の資質向上のための研修等の充実及び専門職員の確保に向けて必要な財政措置（地方交付税算定基礎等）を引き続き講じる必要がある。
- また今回の法改正に合わせ、施行後2年以内に児童相談所の業務の在り方や要保護児童の通告の在り方等について検討を加え、とし、「子どもの家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において検討されているところであるが、見直しにあたっては、児童相談所、市町村等における制度の運営が円滑に行われるよう国は十分な配慮をすべきである。

- 社会的養護を必要とする児童ができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、国においては、本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。この目標を達成するため、都道府県においては、児童養護施設等が策定する「家庭的養護推進計画」との調整を図りながら、平成27年度から平成41年度までの15年間で推進期間とする「都道府県推進計画」を策定することとされた。本県においても児童養護施設等の計画等を踏まえ、県推進計画を策定したが、現時点では国の目標から大きく乖離しており、今後、国の目標に向け計画を見直していく必要がある。
- 家庭的養護を推進するための施設の小規模化・地域分散化は、大規模改修等を伴うものであることから、施設の財政負担を軽減するためには、施設整備交付金が不可欠である。今後、計画期間中にほとんどの施設が申請を行うことが見込まれる。
- グループホームは、生活支援や家事など職員の負担が大きいかかわらず、措置費算定上の職員配置基準が少なく、実態に合っていない。設置を促進するためには、措置費算定の見直しが必要である。
- 法人型ファミリーホームは、自営型ファミリーホームと異なり、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、委託児童の生活の安定を図るためには児童を徐々に増やしていく必要があり、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多いが、保護者指導への影響を考えると、厳格な納入指導が行えない状態である。虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、負担金の減免を検討する必要がある。

(参 考) ◇ 専門職員の配置根拠

		児童福祉司	児童心理司	保健師等	市町村の専門職員
旧	配置根拠	児童福祉法第13条 (義務規定)	児童相談所運営指針	なし	児童福祉法第25条の2 第6項(努力義務規定)
	政令等による 配置基準 (地方交付税措置)	概ね4万人～7万人 に1人(人口170万人 当たり36人)	なし	なし	なし
新	配置根拠	児童福祉法第13条 (義務規定)	児童福祉法第12条 の3第6項第1号 (義務規定)	児童福祉法第12 条の3第6項第2 号(義務規定)	児童福祉法第25条の2 第6項(義務規定)
	政令等による 配置基準 (地方交付税措置)	4万人に1人以上+ 業務量に応じ上乘せ (人口170万人当 たり39人)	児童福祉司2人につ き1人以上(人口170 万人当たり15人)	医師又は保健師を 1人以上(人口170 万人当たり3人)	—

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

平成29年1月1日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所(委託)児童数	960人	86人	187人	1,233人
割合	77.8%	7.0%	15.2%	100%